

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月14日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		四国ガス産業株式会社 愛媛県今治市南大門町二丁目2番地の4
大規模小売店舗の名称及び所在地		マルナカ松福店 高松市松福町一丁目1番1号外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		名称 株式会社マルナカ 住所 高松市円座町1001番地 代表者氏名 代表取締役 平尾 健一
大規模小売店舗の新設をする日		平成29年10月23日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,799平方メートル
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 93台(1箇所) ※敷地内に従業員駐車場51台分を確保します。
	駐輪場の位置及び収容台数	位置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 64台(1箇所)
	荷さばき施設の位置及び面積	位置 図面3 建物配置図 参照 面積 56.0平方メートル(1箇所)
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 図面3 建物配置図 参照 容量 25.0立方メートル(1箇所)
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時40分から午前0時20分まで
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置 図面3 建物配置図 参照 箇所数 3箇所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

2. 届出年月日

平成29年2月22日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年3月14日から平成29年7月14日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年7月14日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ